

ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域の保全防熱性に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域の保全防熱性に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章 9 規則において、ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域の火災時における隣接する区画への延焼を抑制するために、ロールオン・ロールオフ区域間及び車両積載区域間を隔離する隔壁及び甲板の保全防熱性については A-30 級、また、当該区域に隣接する開放甲板の保全防熱性については A-0 級とする旨規定されている。

本規定を適用するにあたって、対象となる隔壁及び甲板上に設けられたドアやハッチ並びに通風ダクト、可動式ランプ及びその付属品等に対する防熱材の施工範囲が不明確であることから、IMO において、検討が行われた結果、2015 年 6 月開催の IMO 第 95 回海上安全委員会 (MSC95) において、これらの艙装品等の保全防熱性に関する統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1511 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1511 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正点は次のとおり。

- (1) 固定式消火装置により保護される区画間の隔壁及び甲板に対して、A-30 級の保全防熱性が要求される旨明確化した。
- (2) ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域の境界に設けられたハッチ、アクセスドア、可動式ランプ及び通風ダクトに対する保全防熱性について明確化した。
- (3) 「A-30」級の保全防熱性が要求されるロールオン・ロールオフ区域間及び車両積載区域間を貫通する通風用のダクトに対して、「A-30」級の防熱を施工する旨規定した。